

## 太田市議会の後援名義等の使用承認に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間団体等（以下「主催者」という。）

（別表1）が行う行事（別表2）に対する太田市議会の後援、推薦及び協賛の名義（以下「後援名義等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (後援名義等の区分)

第2条 後援名義等の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するもの
- (2) 推薦 映画、演劇、出版物等で教育的文化的価値があるものについて広く市民に対し薦めるもの
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛意を表するもの

### (承認の基準)

第3条 議長は、後援名義等の使用承認の申請に係る行事が、次に掲げる基準を満たしていると認められるときは、当該行事の後援名義等の使用を承認するものとする。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 当該行事の目的、規模、対象者等を総合的に判断して太田市の施策の推進に寄与すると認められるもの
- (2) 当該行事が公序良俗に反しないものその他社会的非難を受けるおそれのないもの
- (3) 当該行事が宗教的又は政治的色彩を有しないもの
- (4) 当該行事が私的な利益を目的としないもの
- (5) 主催者の存在が明確であり、行事遂行能力が十分にあると認められるもの
- (6) 当該行事の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置の講じられているもの
- (7) 営利、販売及び売名を伴わないもの

### (申請の手続)

第4条 後援名義等の使用承認を受けようとする主催者は、事業を実施する1箇月前

（募集を行う場合は、募集開始の1箇月前）までに、後援名義等使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

### (使用の承認)

第5条 議長は前条の申請書を受理したときは、当該行事に係る後援名義等の使用の

承認の可否について審査し、その結果を後援名義等使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、10日以内に主催者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 議長は後援名義等の使用を承認した場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認期間は、承認した日から当該行事終了の日までとし、6箇月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は行事の性格上やむを得ない場合は、この限りでない。
  - (2) 後援名義等を表示した印刷物等を作成する場合は、主催者は、事前にその原稿を議会事務局に届けること。
  - (3) 承認後において行事計画に変更があった場合は、主催者は、直ちに後援名義等使用変更届書（様式第3号）を提出すること。
  - (4) 行事終了後、主催者は、10日以内に後援事業等実施報告書（様式第4号）を提出すること。
  - (5) 後援名義等の使用の承認が取り消された場合は、主催者は、後援名義等を表示した印刷物等は直ちに撤去し、又は後援名義等を削除すること。
  - (6) その他必要と認められる事項
- 2 議長は後援名義等の使用の承認後において、後援名義等の使用にふさわしくない行為があった場合は、後援名義等使用取消通知書（様式第5号）により承認を取り消すものとする。

(市議会の免責)

第7条 後援名義等の使用及び取消しによって生ずる損害については、太田市議会は一切の責任を負わない。

(事務処理)

第8条 後援名義等の使用の承認等の事務は、議会総務課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

## 主催者に関する事項

ア	国 地方公共団体（県、市等）
イ	特殊法人 独立行政法人 学校法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 財団法人 社団法人 農業生産法人
ウ	市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術文化等の振興に大きく寄与する団体
エ	所在地は市外にあるが、市内にも活動実績があり活性化に寄与すると考えられる事業を実施する団体

別表2（第1条関係）

## 行事に関する事項

産業環境	農林漁業 工業 商業 観光 環境 建築土木
教育	学校教育 生涯教育 社会教育 学術研究 青少年の健全育成
福祉	社会福祉 勤労者福祉 高齢者福祉 児童福祉 保健 医療 衛生
地域活動	ボランティア活動（地域奉仕・NPO活動・動物愛護等）防災 防犯 環境保護 国際交流
スポーツ	生涯スポーツ 競技スポーツで、スポーツ振興に寄与するものであれば可 （プロスポーツの試合等で娯楽性の強い格闘技等は除く）
芸術文化	美術（絵画 彫刻 陶芸等）音楽 文芸 書道 写真 演劇 演芸 舞踏 舞踊 華道 茶道 伝統芸能 映像 映画
その他	移動興行で実績（自治体の後援・共催等）があり、教育上有益と認められるもの